

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会・援護局障害保健福祉部  
障 害 福 祉 課

# 目 次

	頁
<b>1 支援費制度の推進等について</b> . . . . .	1
(1) 17年度における支援費予算について	
① 居宅生活支援費について	
② 施設訓練等支援費について	
(2) 支援費事業経営実態調査の実施について	
(3) その他	
① 居宅介護従業者養成研修について	
② その他の留意事項	
(4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて	
<b>2 障害者の就労支援について</b> . . . . .	6
(1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進	
① 障害者就業・生活支援センター事業について	
② 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）	
(2) 福祉部門における就労支援の充実	
① 小規模作業所の支援の充実強化事業	
② 平成17年度小規模通所授産施設の事前協議	
③ 福祉工場の事前協議等	
(3) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について	
<b>3 発達障害者の支援について</b> . . . . .	13
(1) 発達障害者支援法の成立	
(2) 発達障害者支援体制整備事業	
(3) 自閉症・発達障害支援センター運営事業	



## 参 考 資 料

	頁
1 平成17年度支援費基準(案) . . . . .	37
2 平成17年度障害児施設等の補助単価(案) . . . . .	47
3 平成17年度在宅心身障害児(者)福祉対策補助金の補助基準額(案) . . .	49
4 平成17年度身体障害者保護費の補助基準額(案) . . . . .	50
5 行動援護について(案) . . . . .	51
6 障害児タイムケア事業の実施について(案) . . . . .	53
7 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画(平成17年度) . . .	56
8 発達障害者支援法要綱 . . . . .	57

## 1 支援費制度の推進等について

### (1) 17年度における支援費予算について

#### ① 居宅生活支援費について

##### ア 平成17年度予算(案)について

居宅生活支援費については、17年度予算(案)において、93,009百万円(うち、18年1月からの義務的経費分16,112百万円)を計上しており、16年度当初予算に対して、32,822百万円の増額を図ったところである。

これらの予算については、今後の利用者増への対応及びこれに必要な安定的な財源の確保を図るため、以下のような平成17年度当初から実施予定の運用上の工夫及び18年1月以降実施予定の制度改正などを含む、障害者施策全般の見直しを図ることを前提としたものである。

##### ア) 17年4月実施予定の運用上の工夫について

- ・ホームヘルプサービスの身体介護及び身体介護を伴う移動介護における1時間30分を超える利用時における加算単価の見直し
- ・ホームヘルプサービスを1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔を概ね2時間以上空けること
- ・行動援護の新設
- ・グループホームにおいて、入居者全員を定例的に毎週土・日曜日に帰省させるなど運営されていない曜日がある場合に対する対応(詳細については、別途通知予定)

##### イ) 18年1月実施予定の制度改革に伴う見直しについて

- ・サービス量と所得に着目した利用者負担の導入
- ・居宅生活者との負担のバランスを踏まえた、デイサービスやショートステイの食費負担の自己負担化
- ・国の支弁の義務的経費化

なお、具体的な内容や実施方法等については、早期に随時お示ししていくこととしているので、ご了解方お願いしたい。

上記のほか、後述している「その他の留意事項」など、居宅支援サービスの事業運営及びサービス内容の適正化など必要な見直しや疑義解釈等について、引き続き行うこととしているので、併せて周知方よろしくお願いしたい。

## イ 障害児タイムケア事業について

17年度については、モデル事業的に行うととし、原則として、各都道府県で2市町村、指定都市・中核市で1事業を実施する予定としている。今後、本事業を希望する市町村からの事業計画書等の協議書の提出をお願いすることとしているが、各都道府県においては、2市町村の推薦をお願いしたい。

## ウ 16年度執行について

16年度については、当初予算で602億円の予算を確保しているところであるが、サービス量の伸びの推移をみると、国庫補助所要額が当初予算を大幅に上回る見込となっている。

このため、16年10月から実施している単価の適正化などの支援費制度運用上の工夫や省内予算の流用の他に、例外的に約173億円の補正予算を計上したところである。

今後、所用の手続きを経て、執行することとなるので、事務手続等において遺漏のないよう宜しくお願いしたい。

## ② 施設訓練等支援費について

施設訓練等支援費については、17年度予算（案）において、290,165百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、3,047百万円（+1.1%）の増額を図ったところである。

その内容としては、以下の項目を含んでいる。

ア 通所授産施設等の新設等による利用定員の増加見込み

イ 実勢に応じた施設支援費基準額の見直し（対16年度基準額  $\Delta$ 1.7%、17年4月実施）

ウ 制度改正による利用者負担の見直し（18年1月実施）

- ・ 在宅と施設のバランスのとれた負担の導入（食費、居住費及び知的入所施設の医療費などの実費負担）
- ・ サービスの利用量や所得に着目した負担の導入

## (2) 支援費事業経営実態調査の実施について

支援費基準額については、それぞれのサービスの実態等を踏まえて、適宜見直しを行っているところであるが、18年1月及び10月からの制度改正に合わせて、その体系や水準の抜本的な見直しを行うこととしている。

については、支援費基準額は各々のサービスに通常要する費用の額を勘案して設定することとされているため、支援費の対象となる居宅サービス事業所や施設について、その経営実態を把握する調査を行うこととし、16年度においては、「試行調査」を実施したところである。

今後、関係機関との協議を終えた後、3月中旬から下旬に、全国の居宅サービス事業所及び施設を対象として、調査票を配布し、17年3月及び16年度全体のサービス利用や収支の実態について調査を行うこととしており、17年度予算（案）に関係経費を計上している。調査票は、直接事業者へ送付されることとなるが、管下の事業者等への周知・協力方をお願いしたい。

### (3) その他

#### ① 居宅介護従業者養成研修について

居宅介護等事業については、その業務の担い手として、障害特性を理解し利用者のニーズに応じたサービスを提供できる質の高い従業者を養成し、確保することが重要である。しかしながら、障害特性を十分に理解していないヘルパーが派遣されている実態もあると聞いているところであり、そのようなことが無いよう、管内の事業所等への適切な指導等をよろしくお願いしたい。

については、各自治体等において、実務経験に応じた段階的な技術・知識の向上を図るための養成研修の実施に継続的に取り組むほか、指定居宅介護事業所においても内部研修に努め、良質なヘルパーの確保に努められたい。

#### ② その他の留意事項

##### ア サービス利用段階における障害の特性を踏まえた対応について

支援費制度においては、利用者のニーズを把握し、適正な支給決定が行われるよう、支給決定事務等中心的な役割を担う市町村が、利用援助等のための相談支援機能の役割を担うこととなっており、引き続きご尽力願いたい。特に、コミュニケーションに障害のある者がサービスを利用するにあたっては、情報提供、契約締結など各サービス利用段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要である。

このため、市町村においては、障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談、若しくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付若しくは審

査又はサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行う必要がある。

例えば、情報提供、相談援助については、

- ア) 点字を用いたパンフレット等による制度の広報、事業者情報、支給決定内容のお知らせ
  - イ) 社会参加促進のための事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣点訳奉仕員派遣事業等）の活用
- などが考えられる。

これらの施策により、障害者のニーズを反映し、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、支援費支給決定円滑化等支援事業の活用を含め、各市町村において必要な体制の整備等に引き続き取り組まれるよう周知願いたい。

#### イ 利用者本位のサービスの提供について

支援費制度は、利用者とサービス提供者が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られることを目指したものであることから、各事業者においては、この点を踏まえ、利用者のニーズに的確に対応した、様々な取組がなされていることと考えている。

指定基準に盛り込まれている居宅介護計画及び施設支援計画（以下「支援計画」という。）の作成については、利用者本位のサービス提供のために特に重要であることから、各事業者の実践を踏まえ、その取組が実質的に向上されるよう、都道府県等においては、より一層の指導監督にあたられるよう努められたい。

また、利用者本位のサービス提供のためには、支援計画の作成と並んで、各施設・事業所において、職員の資質の向上を図るために研修機関や事業者団体等が実施する外部研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保することも重要である。

#### ア) 支援費の支援計画について

指定基準においては、利用者の支援目標や支援の内容、支援を提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ支援計画を作成し、それに基づいたサービスを提供しなければならないこととされている。

当該計画については、利用者本人に説明・同意を得ること、実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに一方的にこれを強制することがあってはならないことは当然であるが、特に、コミュニケーションに制約のある利用者については、利用者本人の特性を踏まえ、支援計画の内容が十分に理解された

上で同意が得られるよう更なるご尽力をお願いしたい。

また、計画実施後は、その実施状況の把握を行うことが肝要であり、支援目標の達成状況や支援内容の妥当性などについて十分に検証を行うなど、利用者について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行わなければならない。

なお、当該計画の作成、見直しに当たっては、職員の間で会議を開催し、利用者の状況及び利用者に対する支援目標等を共有することも必要である。

#### イ) 施設支援計画について

施設指定基準において、各施設が入所者の心身の状況等に照らし、居宅サービス等を利用することにより日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない、かつ居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならないこととされている。施設における支援計画の作成や実施に当たっては、この点も踏まえて取り組むことが肝要である。

#### (4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、17年度予算（案）において、3,066百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、1,162百万円（+61.1%）の増額を図っているところである。

本事業は、予算補助事業として、平成17年12月まで実施され、平成18年1月から9月までの間は、障害者自立支援法案の附則により改正される身体障害者福祉法に基づき、市町村が対象者を独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等に措置委託することとなる。なお、この改正により、国・都道府県の補助は義務負担化（国、都道府県、市町村の負担割合は従前のおり）されるが、それに併せて、利用者負担額については、他の障害者施設との負担の均衡を考慮した徴収基準額表を平成18年1月に改正し、適用することとしている。

また、平成18年10月以降は、新法による「療養介護」に移行することとなる。

## 2 障害者の就労支援について

### (1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進

#### ① 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業の平成17年度新規実施主体については、職業安定局高齢・障害者雇用対策部から先日通知したところであるが、センターの指定にあたっての都道府県知事の推薦など、労働部局と連携の下、適切な手続きを実施されたい。

また、今年度、生活支援等事業を既存の事業との連携により対応していたセンターにおいては、17年度から生活支援等事業を専任体制とすることが、センター事業を継続する要件となるので、生活支援等事業の早急な確保についてお願いします。

なお、本事業は今後の制度改革において重要な役割を果たすことになるので、引き続き、障害者の就労と地域生活支援の観点から、制度改革の方向性を踏まえた積極的な取り組みをお願いします。

#### ② 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

近年、情報機器やインターネットの普及により、障害者が在宅のまま就労することが現実のものとなっている。

こうした障害者の在宅就労は、これまで職業的自立が困難とされてきた重度障害者等の就労の機会を確保する上で、極めて有効である。

このため、17年度予算（案）においては、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行う事業者（バーチャル工房）に対する補助事業を創設し、下記により実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

#### 重度障害者在宅就労促進特別事業実施要綱（案）

##### 1 目的

本事業は、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うことにより、もって在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

##### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

なお、本事業を社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）及び特定非営利活動法人（NPO法人）等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

### 3 事業の内容

本事業は、実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、主に次の事業を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等、自立に向けた支援を実施する。

ア 在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援

イ 企業から受注した実際の作業を教材とした訓練指導

ウ 仕事の進め方、作業環境・機器等及び職業生活の維持に関する相談・援助

### 4 利用者の要件等

#### (1) 利用者の要件

利用者は、障害により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

#### (2) 利用者の定員

利用者の定員は10名以上とする。

### 5 職員配置等

(1) 本事業の実施に際し、2名以上の職員を配置し、うち1名を常勤とする。

(2) 職員は、情報処理に相当程度の知識、経験を有し、情報機器を用いた就労に向けて行う訓練が可能者及び障害者の福祉施策について知識、経験を有する者であり、必要に応じ利用者宅を訪問して対応ができる者とする。

### 6 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めることができるとされているので、適宜連携を図ること。

### 7 留意事項

(1) 実施主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用、及び作業内容に関する契約を締結すること。

(2) 実施主体は、利用者に対し、3のイにより得た事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を対価として支払うこと。

(3) 補助を実施する期間は、実施主体1か所あたり3年以内とすること。

8 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

9 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。(1か所あたり10,000千円)

(2) 福祉部門における就労支援の充実

① 小規模作業所の支援の充実強化事業

小規模作業所の中で、良質なサービスを提供するとともに、新たな事業として求められる機能を有し、平成18年10月の制度改革にあわせた施設基準（現在検討中）を満たすものについては、都道府県障害福祉計画に定める範囲内で計画的に新たなサービス類型への移行が図られることになるものと考えている。

こうした状況を踏まえ、平成17年度においては、小規模作業所に対する支援を充実強化し、制度改革による再編後の新たなサービス類型への移行の促進を図り、地域での障害者の就労支援を促進させるための事業を創設し、下記により実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

小規模作業所の支援の充実強化事業実施要綱（案）

1 事業の目的

本事業は、在宅障害者通所援護事業として国の補助を受けているもの及びこれに準ずる事業として地方公共団体の単独助成事業による補助を受けているもの（いわゆる小規模作業所）のうち、意欲があり良質なサービスを提供するものについて、その果たしている機能に応じて、今回の改革による新たなサービス体系下でサービスを提供できるよう移行の促進を図るとともに、自立支援・就労支援等の機能を充実強化するため、小規模作業所に対する支援を行い、もって地域で生活する障害者の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

ただし、3の（2）のイの（ウ）の事業については、特定非営利活動法人（NPO法人）格を有する小規模作業所等にも委託ができるものとし、委託を受けた小規模作業所等は、事業の対象となる複数の小規模作業所等からなる連絡協議会を設けるとともに、事業運営にかかる要綱等を定め、適切な運営を図ること。

### 3 事業の内容

#### （1）育成事業

##### ア 趣旨

本事業は、新たなサービス体系への移行に向けたモデル的・先駆的事业や調査研究を行う小規模作業所を支援し、新たなサービス体系の移行の促進を図るものである。

##### イ 実施内容

- （ア）就労移行支援を行うために、職場開拓や就職後の支援を行う職員を確保するなど、新たなサービス体系に向けた人的体制の整備
- （イ）新たなサービス体系に向け、専門性を高めるための人材の育成
- （ウ）市町村、ハローワーク、養護学校などの関係者からなる、就労に向けたネットワークの構築
- （エ）障害の特性や就労の可能性があることへの理解などのための企業等との懇談会の設置
- （オ）新たなサービス体系を想定した先進事例の調査研究等、本事業の趣旨に資すると認められる事業

##### ウ 留意事項

- （ア）事業の対象となる小規模作業所は、新たなサービス体系への移行を目指すもののうち、利用者のニーズなどを踏まえ、市町村が都道府県に申請するものとする。

対象小規模作業所の決定にあたっては、有識者や関係者による客観性を持った検討会等を設けて行うことが望ましいこと。

- （イ）補助を実施する期間は、小規模作業所1か所あたり3年以内とすること。
- （ウ）補助額は、地域の実情や小規模作業所が実施する事業内容等を考慮し

て、実施主体の補助方針により設定するものであるが、1か所あたりの補助額が極端に多寡にならないようにすること。

(エ) 本事業が小規模作業所の運営費補助ではないことに鑑み、適正な執行を行うこと。

(オ) 都道府県は、本事業の対象となる小規模作業所にかかる事業実施状況について、毎年度報告を求めること。

## (2) 研修等事業

### ア 趣旨

本事業は、小規模作業所に対し、研修事業、コーディネーター派遣事業、及び事業の共同実施支援事業を実施することにより、新たなサービス体系の移行の促進、及び小規模作業所の資質の向上を図るものである。

### イ 実施内容

#### (ア) 研修事業

小規模作業所の職員に対し、新しいサービス体系への円滑な移行を図るための知識の付与、就労に向けた訓練手法、企業就労後のフォローアップ、経営管理、人事労務管理等について研修事業を実施する。

#### (イ) コーディネーター派遣事業

新たなサービス体系下において必要となるノウハウ等をコーディネーターを派遣し付与することにより、小規模作業所の資質の向上を図る。

a 例えば、「就労継続支援」を行おうとする場合には、

(a) 受注先企業の開拓方法

(b) 経営管理（販売手法、販売ルート開拓 等）

(c) 人事労務管理、安全衛生管理（労働法規についての解説等） 等

b また、「就労移行支援」を行おうとする場合には、

(a) 障害の状況に応じた効果的な訓練手法

(b) 雇用先企業の開拓方法

(c) 公共職業安定所等の機関との連携方法 等

などのノウハウの付与が考えられる。

#### (ウ) 事業の共同実施支援事業

複数の小規模作業所で、共同商品開発や共同受注、販路の拡大、売場提供の調整等を行うことにより、運営の安定化を図る。

### ウ 留意事項

(ア) 早期に新たなサービス体系に移行し、サービス提供を目指す場合、授

産施設や福祉工場（小規模通所授産施設を含む）についても本事業の対象として差し支えないこと。

(イ) 実施主体は、実施状況について定期的に報告を求め、事業実施による成果を検証すること。

#### 4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

#### 5 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。（1都道府県あたり事業費約15,000千円程度）

### ② 平成17年度小規模通所授産施設の事前協議

今般、重度障害者在宅就労促進特別事業及び小規模作業所の支援の充実強化事業の事前協議とともに、本事業についても協議をお願いしたところであるが、平成17年度の新規増分は30か所（身体7か所、知的23か所）であるため、真に必要なもののみを協議の対象としていただくようお願いする。

なお、今回の制度改革により小規模通所授産施設としての新規協議は17年度が最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択するものも含め、既存の小規模通所授産施設についても、18年10月から5年半の間に新事業体系へ移行していただくことになるので、念のため申し添える。

### ③ 福祉工場の事前協議等

小規模通所授産施設と同様、今回の制度改革により福祉工場としての新規協議は17年度が最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択するものも含め、既存の福祉工場についても、18年10月から5年半の間に新事業体系へ移行していただくことになる。

なお、身体障害者・知的障害者福祉工場、社会事業授産施設等事務費の17年度事前協議については、従前どおり17年4月を目処に通知を予定しているところである。

(3) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について先日もお伝えしたところであるが、地方自治法施行令が16年11月に改正され、地方公共団体等が随意契約をすることができる範囲に、地方公共団体の規則で定める

手続きにより、授産施設及び小規模作業所等から物品等を調達する契約をする場合が追加されたところである。

貴職におかれては、

- ① 昨今の厳しい経済状況の中、授産施設等の経営が不安定となっている状況に鑑み、福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携のうえ都道府県、指定都市、各市町村全体に周知するとともに、その取り組みについて配慮されたいこと。
- ② 授産施設等の製品について、管内の授産施設等における取扱品目を十分に把握したうえ、その優先発注など積極的な活用を図られたいこと。  
等をお願いするとともに、関係団体等に対する周知徹底に努めるなど積極的な取り組みをお願いする。

なお、14年10月に「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしているところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、引き続き特段のご配慮をお願いする。

### 3 発達障害者の支援について

#### (1) 発達障害者支援法の成立

発達障害者対策については、自閉症・発達障害支援センターを中心に発達障害者に対する支援に取り組んできたところであるが、今般、発達障害に対する国民の理解を促すとともに、発達障害者に対する包括的な支援体制の構築を図るため、先の臨時国会において、議員立法により「発達障害者支援法」が、平成16年12月3日に成立したところである。(平成17年4月1日施行)

同法の主な内容としては、

- ① 早期の発見・発達支援から教育・就労・地域での生活といった一貫した支援
  - ② 発達障害者支援センターの全国的整備
  - ③ 発達障害者支援を担う人材の育成
- 等が盛り込まれているところである。

施行のために必要な政令は3月中に公布し、施行通知は4月1日付けで発出する予定である。

今後は、新しい法律の趣旨を踏まえ、次のような発達障害者の支援に積極的に取り組んでいくこととしているので、了知されるとともに、関係者等への周知方をお願いしたい。

#### (2) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別の支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施することとしている。

本事業に係る実施要綱については、以下の内容で検討しており、別途お知らせする予定である。予算案では全ての都道府県・指定都市で実施できることとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、本事業は文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、都道府県や圏域等においても、実施に当たっては教育委員会と一体的な取り組みをお願いしたい。

事業の実施に当たっては、社会福祉法人や NPO 法人等の活用も含めて、地域の実

情に応じた取り組みを検討していただきたい。

## 発達障害者支援体制整備事業実施要綱（案）

### 1 目的

発達障害者支援体制整備事業（以下「支援事業」という。）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。

### 2 実施主体

支援事業の実施主体は、3の（1）の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）、3の（2）及び（3）の事業については、指定都市及び市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「社会福祉法人等」という。）であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合、単独の社会福祉法人等で十分な事業内容を実施することができない場合には、社会福祉法人等は、実施主体である都道府県等又は市町村の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、社会福祉法人等が、他の社会福祉法人等に事業の一部を委託した場合には、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

また、実施主体は、委託先に定期的な報告を求めること。

### 3 事業の内容

支援事業は、都道府県等支援体制整備事業、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業とする。

#### （1）都道府県等支援体制整備事業

##### ア 趣旨

都道府県等支援体制整備事業は、都道府県等が圏域での支援体制整備の実態を把握した上で、今後の都道府県等の発達障害者支援のあり方を検討すること

等により、乳幼児期から成人期までの一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図ることを目的とする。

## イ 実施内容

### (ア) 「発達障害者支援体制整備検討委員会」の設置

各都道府県等における発達障害者の実態把握、都道府県支援計画の作成、今後の支援体制整備（モデル事業を実施していない他圏域を含む。）等について検討することを目的とした、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者等からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとし、その実施に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「広域特別支援連携協議会」と連携すること。

### (イ) 委員会の役割

委員会では、県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、(2)の圏域支援体制整備事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域等）を指定することとする。

実施圏域を指定するに際しては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」のLD、ADHD等推進地域との関係も考慮し、また、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される圏域とするよう努めること。

圏域で実施した成果を、委員会で検証の上、実施圏域に今後採るべき方向を示すためにフィードバックするということを繰り返しながら、都道府県等内の望ましい支援体制の在り方について検討し、都道府県等内の全域に対してその成果を波及させることを目指す。

### (ウ) 理解の促進の実施

各都道府県等の住民に発達障害の理解促進のための小冊子の作成、セミナー等を実施する。

## ウ 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

実施主体である都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

## (2) 圏域支援体制整備事業

### ア 趣旨

都道府県等内の圏域における乳幼児期から成人期まで一貫した、発達障害者

の支援体制の整備を図るため、都道府県等が指定した1圏域で次に掲げる支援等をモデル的に行うものであるが、その成果を他圏域に波及させることを目的とする。

具体的には、発達障害者に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、発達障害支援コーディネーターを中心に、当事者や保護者が日常的に利用可能な、身近にある保健所、保育所、学校、福祉事務所、関係施設、ハローワーク等の関係者が連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな個別の支援計画を作成の上、必要な支援を行うものである。

## イ 実施内容

### (ア) 連絡調整会議の設置

発達障害についての連絡調整や適切な情報の伝達、権利擁護を推進するとともに、(イ)の個別の支援計画の作成のため、指定された圏域に連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議では、発達障害支援コーディネーターが中心となり、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者を集めて、発達障害児(者)の個別の支援計画を作成するためのチームを作る。

なお、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「特別支援連携協議会」と連携を図ることとする。

### (イ) 個別の支援計画の作成

連絡調整会議では、圏域内の発達障害児(者)について、当事者や保護者の了解を得て、個別の支援計画を作成する。

個別の支援計画の作成に当たっては、実態とニーズの把握や、現在活用可能な社会資源の調整を行い、将来の目標を掲げた上で行うものとし、状況の変化等に応じて適宜、適切にフォローアップやモニタリングを行うとともに、個別の支援計画の評価、見直し等を行うこととする。

### (ウ) 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害児(者)及び保護者の相談に応じるとともに、(ア)、(イ)に掲げた事項を実施するため、社会福祉士又は臨床心理士等で、自閉症児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者を、コーディネーターとして1名以上専従で配置することとするが、既存の相談支援事業や施設に係る日常業務に従事することのないようにすること。

発達障害支援コーディネーターは、相談支援及び圏域における連絡調整会議

を開催し、各関係機関等のネットワークの中で、発達障害者の援助プログラムを合議の上作成することとする。

また、相談支援の実施に当たっては、地域における親の会などの連携や協力の下、実施されたい。

なお、本事業のコーディネーターは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にし、地域の発達障害児（者）の情報収集に努めるとともに、支援に関する情報の取り扱いには十分注意すること。

#### (エ) 関係者の研修等の実施

福祉及び教育関係機関の職員等を対象とした研修等により、発達障害者支援に関する専門性のアップ及び質の向上を図ることとする。

また、発達障害者は、犯罪等の被害や消費者としてのトラブルに巻き込まれることがあり、関係者の理解を得るため、警察や司法関係者を講師とすることなども検討されたい。

#### ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業はより身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うものであるが、実施に当たっては、発達障害者支援センターと連携するとともに、発達障害者支援センターと当該圏域との役割を明確にし、発達障害者支援センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努めること。

#### エ 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

### (3) 発達・相談支援等モデル事業

#### ア 趣旨

障害児通園施設、障害児デイサービス等、障害児に対する療育の技術や経験のある施設や事業所に臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等を配置し、受託施設の職員や地域にある諸機関（保健センター、児童相談所、保育所、学校等）の職員の協力の下、在宅の自閉症等発達障害のある児童（必要に応じて者も含む。）の診断・評価、発達支援等を実施して、当該児童が地域生活を円滑に送れるようにするための援助をモデル的に実施する。

なお、原則として、モデル事業の対象となる児童としては、障害児通園施設などを利用している（措置を受けている）児は除外する。

## イ 実施内容（例示）

本モデル事業については、先駆的な事業として、その成果を広く全国に普及できるものを対象とすることとし、例えば、以下のような内容の事業が考えられる。

### （ア）診断・検査機能

医師および臨床心理士が担当する。

自閉症等の障害が疑われる児童に対して、諸検査を実施して障害名や障害の程度を確定するとともに、保護者や本人に伝達・説明し、障害への理解と受容を促す。必要に応じて、児童が日常的に通う場所（保育所、学校等）に出向いて観察・評価も行う。保護者の了解の下で、学校や保育所等の諸機関に対して情報を提供する。

### （イ）発達支援

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等が担当する。

自閉症児等がもつコミュニケーションやソーシャルスキルの障害、感覚や協調運動の障害等に対して、通園による個別・グループ指導や訪問・職員派遣による保健センター・保育所・学校等への施設支援を通して改善を図る。

#### a 通園による指導（受託施設に定期的に通園させて指導する）

##### （a）個別指導

感覚統合療法や言語指導などを個別的に提供するとともに、保護者へのカウンセリングやペアレントトレーニングなども必要に応じて実施する。

また、本人への情報提供（告知）やカウンセリングも主要な業務とする。

##### （b）グループ指導

グループによる指導は、自閉症児等がもつコミュニケーションや社会性の障害に対して効果的であると考えられる。対象児の年齢、発達レベルなどを考慮して適切な小グループを構成し、ソーシャルスキルトレーニング等の指導を実施する。

#### b 職員派遣による指導

家庭・保育所・学校等、児童が日常的に過ごす場所に職員が出向き、担当職員に情報提供するとともに担当職員と協力して、日常活動が円滑に進められるように支援する。また、何らかの事情で通園することが困難な児童に対しては、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考

慮する。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

エ 留意事項等

都道府県は、実施市町村を指定するに際しては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

圏域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

なお、国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県等支援体制整備事業は都道府県等、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業は指定都市又は市町村が支弁するものとする。

5 経費の補助

国及び都道府県の補助については、別に定めるところによる。

都道府県等支援体制整備事業

実施か所：60都道府県・指定都市  
単価：1か所当たり 1,035千円  
負担割合：国 1/2、都道府県 1/2  
国 1/2、指定都市 1/2

圏域支援体制整備事業

実施か所：60圏域  
単価：1か所当たり 5,533千円  
負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4  
国 1/2、指定都市 1/2

発達・相談支援等モデル事業

実施か所：10か所程度

単価：1モデル事業あたり 10,000千円

負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

国 1/2、指定都市 1/2

事業を実施する圏域の指定は各都道府県等で行うことになるので、準備を進めていただきたい。

### (3) 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症・発達障害支援センターについては、発達障害者支援法において「発達障害者支援センター」として位置付けられたところである。

発達障害者支援法においては、「発達障害」の定義として、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされたところであり、従来、対象としていた範囲に加え、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害についても、支援の対象としていくことになる。

したがって、これまで自閉症・発達障害支援センターとして取り組んできたところについても、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害への対応に係る体制等について検討をお願いしたい。

また、発達障害者支援センターについては、新エンゼルプランに代わる新たなプラン（子ども・子育て応援プラン）の中で、設置か所数を19年度までに60カ所とする目標を盛り込むなど、全都道府県・指定都市に計画的に整備していくこととしたところであり、17年度予算（案）においては、16か所増の36か所を計上したところである。未設置の都道府県・指定都市においては事業実施について具体的に検討されたい。

さらに、(2)の発達障害者支援体制整備事業において、より身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うことにしているところであるが、センターと当該圏域との役割を明確にし、センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努められたい。

## 4 障害者の生活支援について

### (1) 障害者地域生活推進特別モデル事業の見直しについて

障害者地域生活推進特別モデル事業は、地域生活移行事業と地域生活支援ステップアップ事業の2つの事業内事業により構成されているところであるが、平成17年度においては、地域生活支援ステップアップ事業を、今回の制度改正に資する形で見直しを行うこととしている。

具体的には、新制度への移行を念頭において、相談支援事業の機能強化の観点から、以下の2タイプのいずれかに該当する市町村について優先採択することとしている。

#### 地域生活支援ステップアップ事業の見直し案の概要

(1か所あたり事業費 6,000千円)

- 1型** 相談支援事業所が存在していないところの立ち上げ支援、ないしは発展段階の低いところ（1又は2）が、従来のステップアップの枠組みで実施する場合。
- 2型** 新制度下で相談支援事業者に期待される以下のいずれかの事業を行うとともに、併せてサービス調整会議の開催、市町村の支給決定事務の一部（障害者の心身の状態等のアセスメント等）を実施する場合。
  - ① 3障害又は2障害共通の相談窓口を設ける。
  - ② 年齢を問わないワンストップの窓口を実現するため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと一体的な相談窓口を設ける。
  - ③ 居住サポート事業や権利擁護関連事業を実施する。

上記の2タイプについては、17年度のみ採択とする。都道府県・指定都市・中核市で各1か所実施可能とするようにし、実施市町村で上記の事業内容を評価することとする。

なお、現行の地域生活移行事業は、16年度からの継続分のみ採択とし、17年度新規での採択は行わないこととする。(1か所あたり事業費 9,000千円)

## (2) 障害者自立支援等総合推進事業等について

平成16年度より障害者自立支援・社会参加総合推進事業の中で、障害者自立支援等総合推進事業及び市町村障害者自立支援等推進事業が実施され、施設外授産の活用による就職促進事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業等がメニュー事業とされているところであるが、これらの事業に係る17年度の負担割合や補助方式については、16年度と変更はしない予定であるので、あらかじめ了知願いたい。

## (3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、地域から施設へという流れの中で重要な事業であり、平成17年度予算（案）においては、対前年度同数の166か所を確保したところである。したがって、本事業の平成17年度における新規承認は行わないのでご了知願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実をお願いしたい。

## (4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

### ① 成年後見制度利用支援事業

平成15年4月から施行している支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をしたパンフレットの配布や少人数を対象とした説明会の開催等、知的障害者に配慮した取り組みと同時に関係機関、障害者団体等に対し周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護

予防・地域支え合い事業」(老健局所管)のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合(知的障害者福祉法第27条の3)に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。

本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村(10.6%)、平成15年4月1日現在で551市町村(17.1%)、平成16年4月1日現在で616市町村(19.7%)となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図りたい。

## ② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受けられることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

## 5 障害児の療育支援等について

### (1) 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、17年度予算（案）においては、B型について10か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、国庫補助の対象について、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、実施施設について弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

### (2) 難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になる。従って早期に聴覚障害を発見し、児童及びその家族に対して援助を行うことは重要である。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、障害児通園（デイサービス）事業などの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図りたい。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導方願いする。

### (3) 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について

障害児施設への入所に係る実施主体の在り方や施設体系については、障害者自立支援法案の施行後3年を目途として、大人と同様の新たなサービス体系への移行等について検討を行い、必要な措置を講ずることとしているところであるが、障害児施設における喫緊の課題である虐待を受けて障害児施設に入所する児童や重度重複の障害をもった児童に対する支援体制の充実を図るため、平成17年度予算（案）において、入所施設における暫定定員の設定基準を引き上げ、その財源を基に、「被虐待児受入加算費」及び「重度重複障害児加算費」を創設することとしている。

#### 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について（案）

##### 1. 目的

本加算費は、虐待を受けて障害児施設に入所する児童又は重度重複の障害をもった入所児童等に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、必要な職員の配置等施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、もって、障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

##### 2. 被虐待児受入加算費

###### (1) 対象児童

本加算費の対象となる児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17

日雇児発第 0517001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。)の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

- ① 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。
- ② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。

[注] ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象についても 18 歳に満たない者を対象とする。

## (2) 適用期間

本加算費の適用期間は次の①又は②によるものであること。

- ① 施設入所段階で当加算費の対象となった児童については、入所後 1 年間を適用期間とする。
- ② 施設入所後に本加算費の対象と認められた児童については、児童相談所が認めた月から 1 年間を適用期間とする。

なお、本加算費の対象となった児童が、適用期間中に他の施設（施設種別の変更を含む。）への入所の変更を行った場合には、(1) のただし書きに関わらず、入所の変更後の施設において、入所の変更前の施設の残余期間について適用できることとする。

ただし、虐待を受けた児童については特に安定的な環境の下での職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所は児童が 1 年を経ずに他の施設へ入所の変更となることのないよう予め必要な配慮を行うこと。

## 3. 重度重複障害児加算費

### 対象児童等

本加算費の対象となる児童等は、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」（平成 9 年 10 月 17 日厚生省障第

263号厚生事務次官通知)の別紙「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の別表1に定める重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加算費の対象児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

[注] この通知でいう「児童等」とは、18歳未満児及び在所期間の延長による18歳以上の者を指し、本加算費の対象については18歳以上の者も対象とする。

#### 4. 加算費の使途

本加算費は、被虐待児又は重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、それぞれの加算費の目的に従って支出するものとする。

#### 5. 経費

被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費については、交付要綱に定めるところにより支弁するものとする。

##### 【交付要綱案】

各月の支弁額の算式

① 被虐待児受入加算費

被虐待児受入加算月額保護単価 37,800 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数

② 重度重複障害児加算費

重度重複障害児受入加算月額保護単価 32,000 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数

**(参考) 被虐待児受入加算費の適用期間について**

(例 1) 平成17年4月1日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年4月～平成18年3月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 2) 平成17年5月5日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年6月～平成18年5月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 3) 平成17年5月5日入所(被虐待児として認められ、1年未満の平成18年2月7日に退所) → 平成17年6月～平成18年2月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 4) 平成17年4月5日入所(入所後、平成17年7月1日に被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年7月～平成18年6月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 5) 平成17年1月8日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年4月～平成18年1月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 6) 平成17年1月8日入所(入所後、平成17年7月1日に被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年7月～平成18年6月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 7) 適用期間中に18歳になった者

平成17年5月5日入所(入所時17歳6か月。被虐待児として認められ、在所期間を延長して入所) → 平成17年6月～平成18年5月まで  
(適用期間中に18歳になった者は期間満了までは対象とする)

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

**(4) 障害児施設における暫定定員の設定基準の変更について**

今般、「被虐待児受入加算」及び「重度重複障害児加算」の創設に当たって、暫定定員の設定基準を83%から90%に引き上げることとしたことに伴い、暫定定員の算定方法を次のように変更することとしているが、算定に当たって、一時保護委託児童数を人数に加えるほか、直近3年度の平均による算出を可能とするなど、一定の配

慮を行っているところである。

なお、今般の暫定定員の設定基準の見直しについては、入所施設のみを対象としているところであり、通所施設の暫定定員の設定については、従前のおりである。

#### 障害児施設（入所施設に限る）における暫定定員の計算方法について（案）

##### 【現行の算式】

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児を含む。)の合計数  
÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.205以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

##### 【見直し後の算式】

次の算式1から算式4のいずれかにより算出することとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

(算式1：前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)  
÷ 30.4日 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2：直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)  
÷ 3年 ÷ 30.4日 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3：前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数  
÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4：直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数  
÷ 3年 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]  
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

### 【事務費保護単価の特例措置の基準について】

(昭和47年4月3日児企第13号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

平成17年度の保護単価の設定に際して、次に掲げるような事例があり、定員の改定または暫定定員の設定が極めて困難な場合には、交付要綱の保護単価等の特例措置に関する協議を当省に対して行なうものとする。

- 1 暫定定員を超過して入所措置を行い、その超過期間が連続して3ヶ月を越えるもの、かつ、管内の他の同種の施設も定員をおおむね充足しているもの
- 2 その他明らかに合理的な特殊事情があると認められるもの

### 【10月計算の適用】

(昭和47年4月22日児企第15号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであり、一律に10月計算を適用することは認められない。例えば、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算は適用しないものとする。

なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、事務費保護単価の特例措置の基準2に該当するものとして取扱うこととし、①については、下記のいずれかの計算方式によって差し支えないものとし、また、これに該当する施設は当省の包括承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。

また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとする。

- ①学齢の児童が多いため年度のはじめに特に児童数が減少するなどの理由により、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。
- ②暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。

(算式1：前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)  
÷30.4日÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]  
×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2：直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)]

÷ 3年 ÷ 30.4日 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3：前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4：直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷ 3年 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

## 6 平成17年度における障害福祉施設の整備について

平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととして事務を進めているところであり、各都道府県・市においては、各地方厚生(支)局に対して、速やかに関係書類を提出されるよう、ご協力願いたい。

なお、提出が遅れる場合にあっては、当初内示の時期が遅れることとなるので了知願いたい。

平成17年度の新規分については、平成17年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議においても示したとおり、極めて厳しい状況にあることから、平成17年度において緊急性の高い整備が協議されているものと理解しているところであるが特に、入所施設については、真に必要なものに限定することとしていることから、ソフト事業面について、今後、必要な資料を求めることもあるので了知願いたい。

## 7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

### (1) 指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について

15年4月の支援費制度発足以来、指定居宅支援事業者（以下、「事業者」という。）数が着実に増加している一方で、支援費の不正な受給による事業者の指定取消し処分の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、各都道府県・市におかれましては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者への制度の周知を図られますようお願いする。

### (2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

#### ① 人権侵害等の防止について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件にまで及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等にあつては、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合に

よっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

なお、人権侵害等の不祥事が発生した施設については、

- ・ 施設における職員会議や法人理事会が管理者等の一方的な意思の伝達の間場となっているなど実質的に機能していないこと
- ・ 利用者の家族等とのコミュニケーションが希薄であったり、情報公開や第三者評価等の取組が低調であったりすること
- ・ 施設支援計画が形式的には定められているが、その内容に個人差がなく、適時適切に見直しがなされていないこと
- ・ 特定の利用者への支援が特定の職員のみによって行われており、組織として利用者の状態の把握ができておらず、かつ支援目標等が共有されていないこと
- ・ 職員の支援技術の向上のための研修への参加が低調であること
- ・ 苦情解決体制は整備されているが、苦情解決の実績が皆無に近く、実質的に機能していないこと

といった状況が見受けられることから、これらの状況が複数又は単数であっても顕著にあると判断される場合は、例えば、以下のように、指導・監査手法を工夫し、その実態の把握に努めるとともに、問題点を早急に改善するよう重点的な指導を行うことを検討されたい。

また、このような施設においては、一時的に問題点が改善されるのみの場合も考えられることから、継続的に指導を行うよう留意されたい。

#### 【指導・監査手法の工夫（案）】

- ・ 日時を特定せず、指導・監査等を行うこと
- ・ 指導・監査時においては、施設の管理者や法人の責任者だけでなく、個々の職員からも施設全体の運営に当たっての課題や利用者支援における問題がないか意見を聴くこと
- ・ 指導・監査時においては、利用者等の意見を聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、人権侵害防止に関する施設としての考え方、取組状況及びその評価について聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、支援困難者に対する施設としての支援方針、取組状況及びその評価について聴くこと

※ なお、施設の職員や利用者等に意見を聴く場合には、本人の意向を踏まえ、本人に不利益が及ぶことのないよう十分配慮した方法で行うこと

② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

③ 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

④ 苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成15年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

（参考）障害者施設の取組み状況

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
身体障害者療護施設	450	441(98.0%)
知的障害者更生施設	1,430	1,394(97.5%)
障害児施設	830	790(95.2%)

※「平成15年社会福祉施設等調査」より

⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。なお、障害分野における第三者評価基準等については、年度内を目途に通知する予定である。

障害関係施設・事業所においてもサービスの質の向上を図る観点から積極的に第三者評価を受けることが重要であることから、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の受審を促すようご指導願いたい。

8. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園においては、一昨年10月の独立行政法人化以来、入所者の地域移行について、積極的に取り組んでいるところである。

入所者の移行先については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところである。実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ・情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組を全国に事例として発言することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っており、その詳細については、ニューズレターを通じて情報提供をしているところであり、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係地方公共団体等との協議を行っているところであるが、さらに、対象を広げ、複数の地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方をお願いしたい。

## (2) のぞみの園における養成・研修の実施について

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援の業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方をお願いしたい。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域移行セミナー (基礎コース)	3日	300人	高崎シティギャラリー コアホール	平成17年7月 11日(月)～13日(水)
地域移行セミナー (発展コース)	4日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成18年1月 17日(火)～20日(金)
知的障害者の健康 管理セミナー	3日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成17年11月 9日(水)～11日(金)

### ※募集に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当: 山崎)

TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368 E-mail yamazakit@nozomi.go.jp

## 9 平成18年度以降の障害福祉課関係予算について

平成18年度予算要求は、本格的な新法の実施に向けた要求となり、新制度に沿った形となるため、今までの事業を大幅に組み替えることや、予算費目を大幅に組み替えることとしているので、今後は逐次各都道府県・市に情報提供していくとともに、各都道府県・市においても遺漏のないよう留意願いたい。

なお、進行性筋萎縮症者療養等給付事業や居宅生活支援費については、平成18年1月から義務的経費化となり、年度途中において予算費目の変更があることから、交付申請等においても費目を分ける必要が生じる。追って交付要綱を発出することとなるが、各都道府県・市においては、十分に留意の上、事務処理にあたりとともに、管内市町村に対してその旨周知願いたい。

また、平成17年度予算の執行については、厳しい財政状況の中で必要な予算を確保したところであるが、新規事業の協議等にあつては、18年度以降の制度改革なども踏まえ、真に必要な事業が十分に精査されたい。

さらに、平成16年度予算執行にあつては、各地方自治体において受け入れ未済がないよう、特に注意されたい。

## 【 参 考 资 料 】

## 1. 平成17年度支援費基準（案）について

〔主な改正点〕

- 居宅生活支援費については、
  - ① 居宅介護支援費は、身体介護、移動介護（身体介護を伴う場合）について、16年4月の長時間加算単価の見直しの際の激変緩和措置を廃止し、介護保険と同様に、1時間30分を超えた場合、30分ごとの単価を1,820円から830円に見直すこととした。
  - ② 知的障害者居宅介護支援費、児童居宅介護支援費について、行動援護類型を設けることとした。
  - ③ ショートステイ支援費については、施設訓練等支援費と同様の見直しを行った。
  
- 施設訓練等支援費については、
  - 施設訓練等支援費は、実勢に応じて全ての基準単価を対前年度△1.7%引き下げることにした。
  
- ※ 今後、所要の省令、告示改正を行い、平成17年4月から適用することとしているので、管内の市町村及びサービス提供事業者等への周知方よろしくお願いしたい。

## 平成17年度居宅生活支援費の基準(丙地単価)

### ① 居宅介護支援費

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分	1回
身体介護 家事援助 移動介護 乗降介助	2,310円 800円 ※1	4,020円 1,530円 ※1	5,840円 2,220円 ※1	830円 830円 ※1	1,000円

※1 「移動介護」は、身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
日常生活支援 ※2			2,410円	900円

※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満
行動援護 ※3	2,310円	4,020円	5,840円	7,340円

2時間以上 2.5時間未満	2.5時間以上 3時間未満	3時間以上 3.5時間未満	3.5時間以上 4時間未満	4時間以上 4.5時間未満	4.5時間以上
8,840円	10,340円	11,840円	13,340円	14,840円	16,340円

※3 行動援護は知的障害者居宅支援及び児童居宅支援のみ。

② デイサービス支援費

サービス種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
身体障害者 デイサービス 支援費 (I)	単独型	4時間未満	3,490円	3,230円	2,980円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4～6時間	5,820円	5,390円	4,960円	
		6時間以上	7,560円	7,000円	6,450円	
	併設型	4時間未満	2,800円	2,550円	2,290円	
		4～6時間	4,670円	4,240円	3,820円	
		6時間以上	6,070円	5,520円	4,960円	
身体障害者 デイサービス 支援費 (II)	単独型	4時間未満	1,560円	1,350円	1,150円	
		4～6時間	2,590円	2,250円	1,920円	
		6時間以上	3,370円	2,930円	2,490円	
	併設型	4時間未満	870円	670円	460円	
		4～6時間	1,450円	1,110円	770円	
		6時間以上	1,890円	1,440円	1,000円	
知的障害者 デイサービス 支援費	単独型	4時間未満	2,880円	2,580円	2,280円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4～6時間	4,800円	4,300円	3,800円	
		6時間以上	6,240円	5,590円	4,930円	
	併設型	4時間未満	2,190円	1,890円	1,590円	
		4～6時間	3,660円	3,150円	2,650円	
		6時間以上	4,750円	4,100円	3,450円	
児童デイサービス 支援費	小規模	5,340円			送迎サービス加算 片道につき550円	
	標準	3,680円				
	大規模	2,820円				

※ 児童デイサービスの規模別単価の適用については、平均実利用人員が小規模は10人以下、標準は11人～20人、大規模は21人以上。

③ 短期入所支援費

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害(児)者	重症心身障害(児)者
身体障害者短期入所支援費	7,900円	7,120円	6,760円	14,350円	——
知的障害者(児童)短期入所支援費	7,850円	7,120円	4,490円	14,350円	20,320円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

	定員	区分1	区分2
知的障害者地域生活援助支援費	4人	131,470円	65,730円
	5人	118,320円	52,590円
	6人	109,550円	43,820円
	7人	103,290円	37,560円

# 平成17年度施設訓練等支援費の基準(丙地単価)

○ 平成17年度単価の定員区分

小規模(30人以上40人以下:通所は20人、標準1(41人以上60人以下:通所は21人以上40人以下)、標準2(61人以上90人以下:通所は41人以上60人以下)、大規模(91人以上:通所は61人以上)

○ 現在民改費加算の対象となっていない公立施設等については、下記の単価に1,000分の965を乗じて算出する。

## 1 共通事項

① 入所時特別支援加算

@21,900円

② 退所時特別支援加算

@42,800円(2回訪問した場合)

③ 重度・重複障害者に対する加算

障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算  
対象者1人につき 月額30,700円(入所)  
対象者1人につき 月額10,200円(通所)

## 2 身体障害者施設支援費

(月額、単位:円)

		平成17年度単価		
身体障害者療護施設	小規模	A	490,500	
		B	449,300	
		C	407,700	
	標準1	A	398,600	
		B	373,900	
		C	348,500	
	標準2	A	390,400	
		B	366,000	
		C	336,800	
	大規模	A	358,900	
		B	334,000	
		C	308,900	
	併設等 (定員10人)	A	425,900	
		B	378,800	
		C	331,800	
	併設等 (定員11人 ~20人)	A	339,700	
		B	316,200	
		C	292,600	
	通所	~定員4人	A	161,400
			B	156,500
C			151,600	
定員5人 ~10人		A	274,000	
		B	272,000	
		C	270,000	
定員11人 ~20人		A	198,800	
		B	197,800	
		C	196,800	

(月額、単位:円)

		平成17年度単価	
身体障害者更生施設 内部除く	小規模	A	349,800
		B	291,500
		C	256,400
	標準1	A	272,900
		B	225,300
		C	186,400
	標準2	A	257,400
		B	201,800
		C	161,100
	大規模	A	233,700
		B	181,200
		C	151,200
	通所	A	90,400
		B	88,500
		C	86,500
身体障害者更生施設 内部	小規模	A	362,100
		B	303,800
		C	268,700
	標準1	A	285,200
		B	237,600
		C	198,700
	標準2	A	269,700
		B	214,100
		C	173,400
	大規模	A	246,000
		B	193,500
		C	163,500
	通所	A	90,400
		B	88,500
		C	86,500

(月額、単位:円)

		平成17年度単価	
身体障害者授産施設	小規模	A	297,100
		B	248,800
		C	213,700
	標準1	A	228,800
		B	199,300
		C	166,100
	標準2	A	212,700
		B	178,100
		C	154,300
	大規模	A	184,800
		B	158,100
		C	137,000
	通所	A	90,400
		B	88,500
		C	86,500
分場	A	114,000	
	B	105,700	
	C	97,500	
身体障害者通所授産施設	小規模	A	161,300
		B	153,400
		C	137,200
	標準1	A	129,600
		B	124,300
		C	119,100
	標準2	A	106,100
		B	103,000
		C	96,500
	大規模	A	93,400
		B	91,100
		C	86,500
	分場	A	114,000
		B	105,700
		C	97,500

(月額、単位:円)

常勤医師加算	小規模	17,500
	標準1	10,500
	標準2	7,500
	大規模	5,200

(月額、単位:円)

ALS等支援加算	遷延性意識障害者加算	9,830
	筋萎縮性側索硬化症者等加算	19,660
	神経内科医加算	13,700
	看護師加算	80,200

### 3 知的障害者施設支援費

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
知的障害者入所更生施設	小規模	A	313,200
		B	286,500
		C	248,300
	標準1	A	305,000
		B	279,000
		C	230,200
	標準2	A	281,800
		B	256,300
		C	221,200
	大規模	A	259,100
		B	231,400
		C	201,900
	併設(本体) (定員10人)	A	453,000
		B	437,300
		C	421,600
	併設(本体) (定員11人 ～20人)	A	328,100
		B	320,200
		C	312,400
	併設 (定員10人)	A	220,500
		B	204,800
C		189,100	
併設 (定員11人 ～20人)	A	212,600	
	B	204,700	
	C	196,900	

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
知的障害者入所授産施設	小規模	A	307,800
		B	291,500
		C	264,300
	標準1	A	281,900
		B	268,900
		C	242,800
	標準2	A	251,200
		B	244,200
		C	225,400
	大規模	A	230,900
		B	219,500
		C	201,400
知的障害者通所更生施設	小規模	A	207,500
		B	192,400
		C	169,400
	標準1	A	165,200
		B	155,200
		C	134,600
	標準2	A	147,500
		B	141,400
		C	129,100
	大規模	A	126,800
		B	122,500
		C	113,700

(月額、単位：円)

		平成17年度単価	
知的障害者通所授産施設	小規模	A	216,100
		B	200,400
		C	184,700
	標準1	A	171,000
		B	160,500
		C	150,100
	標準2	A	150,700
		B	144,500
		C	138,200
	大規模	A	129,200
		B	124,700
		C	120,200

通 勤 寮	A	104,900
	B	97,900
	C	90,800

通所部・分場	A	133,700
	B	125,900
	C	118,000

のぞみの園	A	250,000
	B	223,300
	C	194,800

のぞみの園 の通所部	A	129,000
	B	121,500
	C	113,900

(月額、単位：円)

強度行動障害 支援加算	A	145,000
	B	171,000
	C	219,800

(月額、単位：円)

自活訓練 支援加算	同一敷地内の建物で実施	113,300
	同一敷地外の建物で実施	142,900

平成17年度4月の支援費制度の見直しに伴うサービスコードの修正・追加(案)について

I 居宅生活支援費

○身体介護、移動介護(身体介護を伴う)の単価見直しについて

身体介護、移動介護(身体介護を伴う)の単価見直しに伴い、サービスコードを以下のように追加する。

【請求用 — 居宅】

(1) 統合サービス名称略称

(2) 統合サービスコード内訳

区分	サービスコード	統合サービス名称略称
1	111917	身居宅身体開 日1.5
1	111918	身居宅身体開 夜早1.5
1	111919	身居宅身体開 深1.5
1	111924	身居宅身体開 日1夜早0.5
1	111925	身居宅身体開 夜早0.5日1
1	111926	身居宅身体開 日0.5夜早1
1	111927	身居宅身体開 夜早1日0.5
1	111928	身居宅身体開 夜早1深0.5
1	111929	身居宅身体開 深0.5夜早1
1	111930	身居宅身体開 夜早0.5深1
1	111931	身居宅身体開 深1夜早0.5
1	111957	身居宅身体開2 日1.5
1	111958	身居宅身体開2 夜早1.5
1	111959	身居宅身体開2 深1.5
1	111964	身居宅身体開2 日1夜早0.5
1	111965	身居宅身体開2 夜早0.5日1
1	111966	身居宅身体開2 日0.5夜早1
1	111967	身居宅身体開2 夜早1日0.5
1	111968	身居宅身体開2 夜早1深0.5
1	111969	身居宅身体開2 深0.5夜早1
1	111970	身居宅身体開2 夜早0.5深1
1	111971	身居宅身体開2 深1夜早0.5
1	114917	身居宅移動介護開 日1.5
1	114918	身居宅移動介護開 夜早1.5
1	114919	身居宅移動介護開 深1.5
1	114924	身居宅移動介護開 日1夜早0.5
1	114925	身居宅移動介護開 夜早0.5日1
1	114926	身居宅移動介護開 日0.5夜早1
1	114927	身居宅移動介護開 夜早1日0.5
1	114928	身居宅移動介護開 夜早1深0.5
1	114929	身居宅移動介護開 深0.5夜早1
1	114930	身居宅移動介護開 夜早0.5深1
1	114931	身居宅移動介護開 深1夜早0.5
1	114957	身居宅移動介護開2 日1.5
1	114958	身居宅移動介護開2 夜早1.5
1	114959	身居宅移動介護開2 深1.5
1	114964	身居宅移動介護開2 日1夜早0.5
1	114965	身居宅移動介護開2 夜早0.5日1
1	114966	身居宅移動介護開2 日0.5夜早1
1	114967	身居宅移動介護開2 夜早1日0.5
1	114968	身居宅移動介護開2 夜早1深0.5
1	114969	身居宅移動介護開2 深0.5夜早1
1	114970	身居宅移動介護開2 夜早0.5深1
1	114971	身居宅移動介護開2 深1夜早0.5
6	111917	身基居宅身体開 日1.5
6	111918	身基居宅身体開 夜早1.5
6	111919	身基居宅身体開 深1.5
6	111924	身基居宅身体開 日1夜早0.5
6	111925	身基居宅身体開 夜早0.5日1
6	111926	身基居宅身体開 日0.5夜早1
6	111927	身基居宅身体開 夜早1日0.5
6	111928	身基居宅身体開 夜早1深0.5
6	111929	身基居宅身体開 深0.5夜早1
6	111930	身基居宅身体開 夜早0.5深1
6	111931	身基居宅身体開 深1夜早0.5
6	111957	身基居宅身体開2 日1.5
6	111958	身基居宅身体開2 夜早1.5
6	111959	身基居宅身体開2 深1.5
6	111964	身基居宅身体開2 日1夜早0.5
6	111965	身基居宅身体開2 夜早0.5日1
6	111966	身基居宅身体開2 日0.5夜早1
6	111967	身基居宅身体開2 夜早1日0.5
6	111968	身基居宅身体開2 夜早1深0.5
6	111969	身基居宅身体開2 深0.5夜早1
6	111970	身基居宅身体開2 夜早0.5深1
6	111971	身基居宅身体開2 深1夜早0.5

区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 17	日中1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 18	夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 19	深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 24	日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 25	夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 26	日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 27	夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 28	夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 29	深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 30	夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 31	深夜1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 57	2人 日中1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 58	2人 夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 59	2人 深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 19 身体	開始時 71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 17	日中1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 18	夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 19	深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 24	日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 25	夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 26	日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 27	夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 28	夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 29	深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 30	夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 31	深夜1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 57	2人 日中1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 58	2人 夜間早朝1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 59	2人 深夜1.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
1	身障	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時 71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 17	日中1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 18	夜間早朝1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 19	深夜1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 24	日中1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 25	夜間早朝0.5H日中1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 26	日中0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 27	夜間早朝1H日中0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 28	夜間早朝1H深夜0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 29	深夜0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 30	夜間早朝0.5H深夜1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 31	深夜1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 57	2人 日中1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 58	2人 夜間早朝1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 59	2人 深夜1.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 64	2人 日中1H夜間早朝0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 65	2人 夜間早朝0.5H日中1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 66	2人 日中0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 67	2人 夜間早朝1H日中0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H	
6	身障基準	11 居宅 19 身体	開始時 71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H	

開始時加(減)算		
法区分	サービス 種類	サービス内容及名称略称
6	114917	身基居宅移動介護開 日1.5
6	114918	身基居宅移動介護開 夜早1.5
6	114919	身基居宅移動介護開 深1.5
6	114924	身基居宅移動介護開 日1夜早0.5
6	114925	身基居宅移動介護開 夜早0.5日1
6	114926	身基居宅移動介護開 日0.5夜早1
6	114927	身基居宅移動介護開 夜早1日0.5
6	114928	身基居宅移動介護開 夜早1深0.5
6	114929	身基居宅移動介護開 深0.5夜早1
6	114930	身基居宅移動介護開 夜早0.5深1
6	114931	身基居宅移動介護開 深1夜早0.5
6	114957	身基居宅移動介護開2 日1.5
6	114958	身基居宅移動介護開2 夜早1.5
6	114959	身基居宅移動介護開2 深1.5
6	114964	身基居宅移動介護開2 日1夜早0.5
6	114965	身基居宅移動介護開2 夜早0.5日1
6	114966	身基居宅移動介護開2 日0.5夜早1
6	114967	身基居宅移動介護開2 夜早1日0.5
6	114968	身基居宅移動介護開2 夜早1深0.5
6	114969	身基居宅移動介護開2 深0.5夜早1
6	114970	身基居宅移動介護開2 夜早0.5深1
6	114971	身基居宅移動介護開2 深1夜早0.5
2	111917	知居宅身体開 日1.5
2	111918	知居宅身体開 夜早1.5
2	111919	知居宅身体開 深1.5
2	111924	知居宅身体開 日1夜早0.5
2	111925	知居宅身体開 夜早0.5日1
2	111926	知居宅身体開 日0.5夜早1
2	111927	知居宅身体開 夜早1日0.5
2	111928	知居宅身体開 夜早1深0.5
2	111929	知居宅身体開 深0.5夜早1
2	111930	知居宅身体開 夜早0.5深1
2	111931	知居宅身体開 深1夜早0.5
2	111957	知居宅身体開2 日1.5
2	111958	知居宅身体開2 夜早1.5
2	111959	知居宅身体開2 深1.5
2	111964	知居宅身体開2 日1夜早0.5
2	111965	知居宅身体開2 夜早0.5日1
2	111966	知居宅身体開2 日0.5夜早1
2	111967	知居宅身体開2 夜早1日0.5
2	111968	知居宅身体開2 夜早1深0.5
2	111969	知居宅身体開2 深0.5夜早1
2	111970	知居宅身体開2 夜早0.5深1
2	111971	知居宅身体開2 深1夜早0.5
2	114917	知居宅移動介護開 日1.5
2	114918	知居宅移動介護開 夜早1.5
2	114919	知居宅移動介護開 深1.5
2	114924	知居宅移動介護開 日1夜早0.5
2	114925	知居宅移動介護開 夜早0.5日1
2	114926	知居宅移動介護開 日0.5夜早1
2	114927	知居宅移動介護開 夜早1日0.5
2	114928	知居宅移動介護開 夜早1深0.5
2	114929	知居宅移動介護開 深0.5夜早1
2	114930	知居宅移動介護開 夜早0.5深1
2	114931	知居宅移動介護開 深1夜早0.5
2	114957	知居宅移動介護開2 日1.5
2	114958	知居宅移動介護開2 夜早1.5
2	114959	知居宅移動介護開2 深1.5
2	114964	知居宅移動介護開2 日1夜早0.5
2	114965	知居宅移動介護開2 夜早0.5日1
2	114966	知居宅移動介護開2 日0.5夜早1
2	114967	知居宅移動介護開2 夜早1日0.5
2	114968	知居宅移動介護開2 夜早1深0.5
2	114969	知居宅移動介護開2 深0.5夜早1
2	114970	知居宅移動介護開2 夜早0.5深1
2	114971	知居宅移動介護開2 深1夜早0.5
7	111917	知基居宅身体開 日1.5
7	111918	知基居宅身体開 夜早1.5
7	111919	知基居宅身体開 深1.5
7	111924	知基居宅身体開 日1夜早0.5
7	111925	知基居宅身体開 夜早0.5日1
7	111926	知基居宅身体開 日0.5夜早1
7	111927	知基居宅身体開 夜早1日0.5
7	111928	知基居宅身体開 夜早1深0.5
7	111929	知基居宅身体開 深0.5夜早1
7	111930	知基居宅身体開 夜早0.5深1
7	111931	知基居宅身体開 深1夜早0.5

開始時加(減)算						
法区分	サービス 種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額	
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	17	日中1.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	18	夜間早朝1.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	19	深夜1.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	57	2人 日中1.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	59	2人 深夜1.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H		
6	身障基準	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	17	日中1.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	18	夜間早朝1.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	19	深夜1.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	57	2人 日中1.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	59	2人 深夜1.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H		
2	知障	11 居宅 19 身体 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	17	日中1.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	18	夜間早朝1.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	19	深夜1.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	57	2人 日中1.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	58	2人 夜間早朝1.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	59	2人 深夜1.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H		
2	知障	11 居宅 49 移動(身体介護) 開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	17	日中1.5H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	18	夜間早朝1.5H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	19	深夜1.5H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H		
7	知障基準	11 居宅 19 身体 開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H		

開始時加(減)算		
法区分	サービスコード	サービス内容
7	111929	知基居宅身体開 深0.5夜早1
7	111930	知基居宅身体開 夜早0.5深1
7	111931	知基居宅身体開 深1夜早0.5
7	111957	知基居宅身体開2 日1.5
7	111958	知基居宅身体開2 夜早1.5
7	111959	知基居宅身体開2 深1.5
7	111964	知基居宅身体開2 日1夜早0.5
7	111965	知基居宅身体開2 夜早0.5日1
7	111966	知基居宅身体開2 日0.5夜早1
7	111967	知基居宅身体開2 夜早1日0.5
7	111968	知基居宅身体開2 夜早1深0.5
7	111969	知基居宅身体開2 深0.5夜早1
7	111970	知基居宅身体開2 夜早0.5深1
7	111971	知基居宅身体開2 深1夜早0.5
7	114917	知基居宅移動介護開 日1.5
7	114918	知基居宅移動介護開 夜早1.5
7	114919	知基居宅移動介護開 深1.5
7	114924	知基居宅移動介護開 日1夜早0.5
7	114925	知基居宅移動介護開 夜早1日0.5
7	114926	知基居宅移動介護開 日0.5夜早1
7	114927	知基居宅移動介護開 夜早1日0.5
7	114928	知基居宅移動介護開 夜早1深0.5
7	114929	知基居宅移動介護開 深0.5夜早1
7	114930	知基居宅移動介護開 夜早0.5深1
7	114931	知基居宅移動介護開 深1夜早0.5
7	114957	知基居宅移動介護開2 日1.5
7	114958	知基居宅移動介護開2 夜早1.5
7	114959	知基居宅移動介護開2 深1.5
7	114964	知基居宅移動介護開2 日1夜早0.5
7	114965	知基居宅移動介護開2 夜早0.5日1
7	114966	知基居宅移動介護開2 日0.5夜早1
7	114967	知基居宅移動介護開2 夜早1日0.5
7	114968	知基居宅移動介護開2 夜早1深0.5
7	114969	知基居宅移動介護開2 深0.5夜早1
7	114970	知基居宅移動介護開2 夜早0.5深1
7	114971	知基居宅移動介護開2 深1夜早0.5
3	111917	児居宅身体開 日1.5
3	111918	児居宅身体開 夜早1.5
3	111919	児居宅身体開 深1.5
3	111924	児居宅身体開 日1夜早0.5
3	111925	児居宅身体開 夜早0.5日1
3	111926	児居宅身体開 日0.5夜早1
3	111927	児居宅身体開 夜早1日0.5
3	111928	児居宅身体開 夜早1深0.5
3	111929	児居宅身体開 深0.5夜早1
3	111930	児居宅身体開 夜早0.5深1
3	111931	児居宅身体開 深1夜早0.5
3	111957	児居宅身体開2 日1.5
3	111958	児居宅身体開2 夜早1.5
3	111959	児居宅身体開2 深1.5
3	111964	児居宅身体開2 日1夜早0.5
3	111965	児居宅身体開2 夜早0.5日1
3	111966	児居宅身体開2 日0.5夜早1
3	111967	児居宅身体開2 夜早1日0.5
3	111968	児居宅身体開2 夜早1深0.5
3	111969	児居宅身体開2 深0.5夜早1
3	111970	児居宅身体開2 夜早0.5深1
3	111971	児居宅身体開2 深1夜早0.5
3	114917	児居宅移動介護開 日1.5
3	114918	児居宅移動介護開 夜早1.5
3	114919	児居宅移動介護開 深1.5
3	114924	児居宅移動介護開 日1夜早0.5
3	114925	児居宅移動介護開 夜早0.5日1
3	114926	児居宅移動介護開 日0.5夜早1
3	114927	児居宅移動介護開 夜早1日0.5
3	114928	児居宅移動介護開 夜早1深0.5
3	114929	児居宅移動介護開 深0.5夜早1
3	114930	児居宅移動介護開 夜早0.5深1
3	114931	児居宅移動介護開 深1夜早0.5
3	114957	児居宅移動介護開2 日1.5
3	114958	児居宅移動介護開2 夜早1.5
3	114959	児居宅移動介護開2 深1.5
3	114964	児居宅移動介護開2 日1夜早0.5
3	114965	児居宅移動介護開2 夜早0.5日1

開始時加(減)算									
法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	57	2人 日中1.5H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	59	2人 深夜1.5H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H				
7	知障基準	11 居宅 19 身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	17	日中1.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	18	夜間早朝1.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	19	深夜1.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	57	2人 日中1.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	59	2人 深夜1.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H				
7	知障基準	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	17	日中1.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	18	夜間早朝1.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	19	深夜1.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	57	2人 日中1.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	59	2人 深夜1.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	66	2人 日中0.5H夜間早朝1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	70	2人 夜間早朝0.5H深夜1H				
3	児童	11 居宅 19 身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	17	日中1.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	18	夜間早朝1.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	19	深夜1.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	25	夜間早朝0.5H日中1H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	28	夜間早朝1H深夜0.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	29	深夜0.5H夜間早朝1H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	57	2人 日中1.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	59	2人 深夜1.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H				
3	児童	11 居宅 49 移動(身体介護)	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H				

開始時加(減)算		
法区分	サービス種別	統合サービス名称略称
3	114966	児童宅移動介護開2 日0.5夜早1
3	114967	児童宅移動介護開2 夜早1日0.5
3	114968	児童宅移動介護開2 夜早1深0.5
3	114969	児童宅移動介護開2 深0.5夜早1
3	114970	児童宅移動介護開2 夜早0.5深1
3	114971	児童宅移動介護開2 深1夜早0.5
8	111917	児童居宅身体開 日1.5
8	111918	児童居宅身体開 夜早1.5
8	111919	児童居宅身体開 深1.5
8	111924	児童居宅身体開 日1夜早0.5
8	111925	児童居宅身体開 夜早0.5日1
8	111926	児童居宅身体開 日0.5夜早1
8	111927	児童居宅身体開 夜早1日0.5
8	111928	児童居宅身体開 夜早1深0.5
8	111929	児童居宅身体開 深0.5夜早1
8	111930	児童居宅身体開 夜早0.5深1
8	111931	児童居宅身体開 深1夜早0.5
8	111957	児童居宅身体開2 日1.5
8	111958	児童居宅身体開2 夜早1.5
8	111959	児童居宅身体開2 深1.5
8	111964	児童居宅身体開2 日1夜早0.5
8	111965	児童居宅身体開2 夜早0.5日1
8	111966	児童居宅身体開2 日0.5夜早1
8	111967	児童居宅身体開2 夜早1日0.5
8	111968	児童居宅身体開2 夜早1深0.5
8	111969	児童居宅身体開2 深0.5夜早1
8	111970	児童居宅身体開2 夜早0.5深1
8	111971	児童居宅身体開2 深1夜早0.5
8	114917	児童居宅移動介護開 日1.5
8	114918	児童居宅移動介護開 夜早1.5
8	114919	児童居宅移動介護開 深1.5
8	114924	児童居宅移動介護開 日1夜早0.5
8	114925	児童居宅移動介護開 夜早0.5日1
8	114926	児童居宅移動介護開 日0.5夜早1
8	114927	児童居宅移動介護開 夜早1日0.5
8	114928	児童居宅移動介護開 夜早1深0.5
8	114929	児童居宅移動介護開 深0.5夜早1
8	114930	児童居宅移動介護開 夜早0.5深1
8	114931	児童居宅移動介護開 深1夜早0.5
8	114957	児童居宅移動介護開2 日1.5
8	114958	児童居宅移動介護開2 夜早1.5
8	114959	児童居宅移動介護開2 深1.5
8	114964	児童居宅移動介護開2 日1夜早0.5
8	114965	児童居宅移動介護開2 夜早0.5日1
8	114966	児童居宅移動介護開2 日0.5夜早1
8	114967	児童居宅移動介護開2 夜早1日0.5
8	114968	児童居宅移動介護開2 夜早1深0.5
8	114969	児童居宅移動介護開2 深0.5夜早1
8	114970	児童居宅移動介護開2 夜早0.5深1
8	114971	児童居宅移動介護開2 深1夜早0.5

開始時加(減)算						
法区分	サービス種別	サービス内容1	サービス内容2	備考	金額	
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	66 2人 日中0.5H夜間早朝1H		
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	67 2人 夜間早朝1H日中0.5H		
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	68 2人 夜間早朝1H深夜0.5H		
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	69 2人 深夜0.5H夜間早朝1H		
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	70 2人 夜間早朝0.5H深夜1H		
3	児童	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	71 2人 深夜1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	17 日中1.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	18 夜間早朝1.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	19 深夜1.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	24 日中1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	25 夜間早朝0.5H日中1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	26 日中0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	27 夜間早朝1H日中0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	28 夜間早朝1H深夜0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	29 深夜0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	30 夜間早朝0.5H深夜1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	31 深夜1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	57 2人 日中1.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	58 2人 夜間早朝1.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	59 2人 深夜1.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	64 2人 日中1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	65 2人 夜間早朝0.5H日中1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	66 2人 日中0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	67 2人 夜間早朝1H日中0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	68 2人 夜間早朝1H深夜0.5H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	69 2人 深夜0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	70 2人 夜間早朝0.5H深夜1H		
8	児童基準	11 居宅	19 身体 開始時	71 2人 深夜1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	17 日中1.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	18 夜間早朝1.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	19 深夜1.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	24 日中1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	25 夜間早朝0.5H日中1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	26 日中0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	27 夜間早朝1H日中0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	28 夜間早朝1H深夜0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	29 深夜0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	30 夜間早朝0.5H深夜1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	31 深夜1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	57 2人 日中1.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	58 2人 夜間早朝1.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	59 2人 深夜1.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	64 2人 日中1H夜間早朝0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	65 2人 夜間早朝0.5H日中1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	66 2人 日中0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	67 2人 夜間早朝1H日中0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	68 2人 夜間早朝1H深夜0.5H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	69 2人 深夜0.5H夜間早朝1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	70 2人 夜間早朝0.5H深夜1H		
8	児童基準	11 居宅	49 移動(身体介護) 開始時	71 2人 深夜1H夜間早朝0.5H		

## 2. 平成17年度障害児施設等の補助単価 (案)

### (1) 事務費

#### ①一般事務費

(単位：円)

施設種別		定員	特別区	特甲地域	支給割合 改定地域	甲地域	支給区分 改定地域	乙地域	指定解除 地域	丙地域
平成17年度 (案)	知的障害児施設	30	212,570	209,560	208,050	203,480	201,950	198,910	197,400	194,340
	第二種自閉症児施設	40	211,530	208,510	206,970	202,420	200,940	197,910	196,440	193,430
	知的障害児通園施設	30	128,060	126,070	125,060	122,050	121,070	119,060	118,030	116,010
	盲児施設	30	194,480	191,720	190,330	186,130	184,770	182,010	180,610	177,830
	ろうあ児施設	30	193,550	190,740	189,350	185,210	183,830	181,070	179,670	176,900
	難聴幼児通園施設	30	191,500	188,560	187,060	182,540	181,060	178,080	176,580	173,600
	肢体不自由児療護施設	50	229,550	226,090	224,390	219,300	217,550	214,140	212,410	209,000
施設種別		定員	特別区	特甲地域	支給割合 改定地域	甲地域	支給区分 改定地域	乙地域	指定解除 地域	丙地域
平成16年度	知的障害児施設	30	211,940	208,940	207,430	202,880	201,350	198,330	196,800	193,770
	第二種自閉症児施設	40	210,840	207,850	206,320	201,760	200,280	197,270	195,810	192,810
	知的障害児通園施設	30	127,640	125,650	124,660	121,660	120,670	118,680	117,650	115,650
	盲児施設	30	193,890	191,140	189,750	185,580	184,230	181,470	180,080	177,310
	ろうあ児施設	30	192,960	190,180	188,800	184,650	183,290	180,520	179,140	176,380
	難聴幼児通園施設	30	190,880	187,950	186,460	181,970	180,470	177,500	176,020	173,050
	肢体不自由児療護施設	50	228,800	225,360	223,670	218,590	216,850	213,450	211,740	208,320

#### ②加算費等の単価

(単位：円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成17年度(案)	平成16年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71,360	71,150
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26,730	26,650
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	48,360	48,220

### (2) 事業費

#### ①一般生活費

(単位：円)

施設種別	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害児施設	47,340	47,430
第二種自閉症児施設	47,340	47,430
知的障害児通園施設	14,570	14,600
盲児施設	47,340	47,430
ろうあ児施設	47,340	47,430
難聴幼児通園施設	14,570	14,600
肢体不自由児療護施設	47,340	47,430

②重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成17年度(案)	平成16年度	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害児施設	46,690	46,630	56,050	55,930
第一種自閉症児施設	46,690	46,630	56,050	55,930
第二種自閉症児施設	46,690	46,630	56,050	55,930
盲児施設	44,470	44,380	53,350	53,260
ろうあ児施設	40,640	40,580	48,760	48,700
肢体不自由児施設		—	56,050	55,930
肢体不自由児療護施設		—	56,050	55,930

③重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成17年度(案)	平成16年度
重症心身障害児施設	228,890	228,240

(3) 知的障害者福祉工場運営事業

(単位：円)

事業	1か所当たり (員数)	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害者福祉工場運営事業	50人以上	3,931,000	3,918,000
	40~49人	3,700,400	3,688,000
	30~39人	2,741,700	2,733,000
	20~29人	2,080,800	2,074,800

### 3. 平成17年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

(居宅生活支援費を除く)

事業			区分	平成16年度	平成17年度(案)	
・ 障害者生活支援事業等	(1) 障害者生活支援事業	1か所当たり	知的障害者生活支援事業	431,880円	431,730円	
		(月額)	障害者就業・生活支援センター事業	431,880円	431,730円	
	(2) 知的障害者福祉ホーム運営事業	1か所当たり (月額)	管理人に要する経費	218,730円	216,580円	
			補修費	7,350円	7,350円	
・ 重症心身障害児(者)通園事業	事務費 (月額)	A型		3,222,700円	3,238,930円	
		B型		1,398,990円	1,405,980円	
	事業費1人当たり (月額)	A型	生活保護世帯	16,240円	16,200円	
		B型	一般世帯	7,250円	7,170円	
	1日	B型巡回方式加算		5,830円	5,830円	
・ 知的障害児(者)相談等事業	心身障害者扶養共済制度運営費	(年額)	定額分(1県当たり)	200,000円	200,000円	
			取扱件数分	5,000件未満	100,000円	100,000円
				5,000件以上		
				10,000件未満	150,000円	150,000円
				10,000件以上		
				20,000件未満	350,000円	350,000円
				20,000件以上		
				30,000件未満	500,000円	500,000円
				30,000件以上		
		40,000件未満		700,000円	700,000円	
40,000件以上						
50,000件未満	900,000円	900,000円				
50,000件以上						
				1,100,000円	1,100,000円	
・ 自閉症・発達障害支援センター運営事業		1か所当たり (月額)	運営費	2,045,610円	2,049,350円	

#### 4 平成17年度身体障害者保護費の補助基準額（案）

点字図書館等運営事業費、盲人ホーム等事務費及び身体障害者福祉ホーム運営事業費

事業		区分	平成16年度 当初単価	平成17年度 単価（案）
点字図書館等運営 事業費（点字図書館、 聴覚情報）	1 施設 当たり年額	職員5人（特別区）	24,705千円	24,793千円
		（特甲地）	24,243千円	24,329千円
		（支給割合改定地域）	24,012千円	24,097千円
		（甲地）	23,319千円	23,402千円
		（支給区分改定地域）	23,088千円	23,170千円
		（乙地）	22,626千円	22,706千円
		（指定解除地域）	22,395千円	22,474千円
		（丙地）	21,934千円	22,010千円
盲人ホーム等運営 事業費				
・盲人ホーム	1 施設 当たり年額	—	3,782,000円	3,796,400円
・福祉工場 （居住部門有り）	1 施設 当たり年額	定員50人	46,032千円	46,173千円
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施設 当たり年額	5人～9人	3,242千円	3,216千円
		10人～19人	3,859千円	3,833千円
		20人～29人	5,093千円	5,068千円

## 5. 行動援護について（案）

知的障害により行動上著しい困難を有する知的障害者、障害児であって常時介護を有するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスを17年4月1日から施行する。

### 【対象者】

知的障害により行動上著しい困難を有する知的障害者、障害児であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動の介護等を行うサービスの対象者の基準は次の表によるものとし、10点以上とする。

※ 基準表は、平成18年10月に向けて検証することとする。

なお、市町村で判断が困難な場合は、知的障害者更生相談所又は児童相談所に意見を求めることができる。

### 【基準表】

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計とする。

行動障害の内容	0点	1点	2点
言葉以外の表現（ジェスチャーやカード）を用いないと意思表示できない	支援は必要ない	時々支援が必要	常に支援が必要
言葉以外の表現（ジェスチャーやカード）を用いないと他者の説明を理解できない	非日常的な場面では必要	時々必要	常に必要
奇声をあげたり、走っていないかなるなどの突発的行動	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
自傷行為	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食事に関する障害	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
他害行為	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
多動または行動の停止	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
パニックや不穏な行動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
不適切な行動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
てんかん発作	年に一回以上	月に一回以上	週に一回以上

## 判断基準について

- 1 知的障害の判断は以下によるものとする。
  - ① 療育手帳による。
  - ② 知的障害者更生相談所や児童相談所で知的障害と判定されたもの。(判定書又は意見書により確認すること)
  
- 2 基準表の判断基準は、支援が行われていない場合の外出時における行動を基準に下記によるものとし、原則として6か月程度継続している場合とする。  
 ※ 2について、客観的な基準となるよう引き続き検討する。
  
- 3 てんかん発作については、主治医の意見書または知的障害者更生相談所、児童相談所の判定書または意見書により確認する。

### 行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 言葉以外の表現による意思表示	ジェスチャーや絵文字カードを用いないと自分の意思が表出できない
2 言葉以外の表現による指示理解	ジェスチャーや絵文字カードを用いないと指示が理解できない
3 奇声、突発的行動	公共の場において奇声をあげる、急に走っていなくなる等
4 自傷行為	傷跡が残るほど自分の手や物で頭をたたいたり、身体部位を噛む
5 食行動の障害	異食、過食、多飲または反芻行動等
6 他害行為	他者に噛みつく、たたく、ひっかく、髪の毛を引っ張る等
7 多動・行動停止	強いこだわりがあるため、動けなくなったり、多動になる。
8 パニック・不穏行動	急な予定変更などにより、パニックをおこしたり行動が不安定になる。
9 不適切な行動	他人に抱きついたり、物を持ってきてしまうなど結果として暴行、窃盗などの触法行為となってしまうもの。
10 てんかん発作	薬物によりコントロールされているが、環境が変化した場合発作を起こす。

## 6. 障害児タイムケア事業の実施について（案）

### 1 目的

障害のある中高校等が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

実施主体は、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等に委託することができる。

### 3 対象者

障害のある中高生等であって、原則として、日中において監護する者がいないことにより放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な者とする。

### 4 事業内容

(1) デイサービス事業所、学校の空き教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適應する日常的な訓練を行う。利用時間は、原則1回3時間以上（送迎時間を除く）とする。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の居宅支援サービス等を利用できない。

(2) 養護学校等からタイムケア事業実施施設まで、及びタイムケア事業実施施設から障害児の家等までの送迎サービスを必要に応じて行うこととする。

(3) 事業は、地域のニーズに応じて行うこととし、月曜から金曜の間だけを行うものについては、原則本事業の対象外とする。

## 5 施設及び設備

- (1) 実施場所については、デイサービス事業所、学校の空き教室等の社会資源を活用し、活動に必要なスペースを確保しているものと市町村が認める場所で実施する。
- (2) 設備については、障害児に対するケアが適切に行えると市町村が認めるものとする。

## 6 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう配慮した上で市町村が定めるものとする。

## 7 利用の手続き

- (1) 利用者（障害児の保護者）は、市町村に、又は実施施設を通じて市町村に、利用の申請を行う。
- (2) 市町村は、障害児の生活状況、他のサービスの利用状況等を勘案して、利用の要否を決定し、その旨及び利用の決定した場合には利用者負担額を利用者に通知する。

## 8 利用者の負担

- (1) 市町村は、サービス利用1回につき、1,000円を利用者から徴収する。ただし、市町村の判断により、その一部又は全部を徴収しないことができる。
- (2) 本事業において、提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当な経費については、利用者から徴収することができることとする。

## 9 国庫補助について

- (1) 事業に要する経費（利用者が負担する額を除く。）は市町村が支弁する。
- (2) 国は、市町村が支弁した経費の1/2以内を補助することができる。

### 【補助単価】

	年間利用回数	国費
A型	5,000回以上	7,500千円
B型	3,500回以上	5,250千円
C型	3,000回以上	4,500千円
D型	2,000回以上	3,000千円

### 【採択の考え方】

- 1 17年度については、モデル事業的に行うこととし、原則として、各都道府県2カ所、指定都市・中核市1カ所の実施とする。
- 2 都道府県においては、A～D型の一つの類型を選択した2市町村（A型2カ所は不可）を推薦して行うものとする。
- 3 指定都市の補助単価については、7,500千円（A型補助相当額）、中核市の補助単価については、4,500千円（C型補助相当額）により行うこととする。
- 4 市町村の範囲を超えた広域での事業実施をするものを優先とする。
- 5 市町村内における複数の場所で行うことも可能とする。
- 6 既に都道府県単独での補助事業又は市町村単独で、同趣旨の事業を実施していない市町村を優先する。

## 7. 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成17年度）

No	講習会名	受講対象者	講習期間	受講費	案内先
1	第39回摂食指導(基礎・実習)講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	4月19日(火)～4月20日(水) (2日間)	13,000円	肢体・重心・通園
2	第32回重度・重症児(者)医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(主として療育職員)	5月9日(月)～5月12日(木) (4日間)	22,000円	肢体・重心・通園
3	第27回看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の主任看護師・病棟師長およびこれに準じる職員	5月23日(月)～5月26日(木) (4日間)	22,000円	肢体・重心
4	第4回障害児者のプール指導講習会	障害児(者)のプール指導に携わっている職員	6月8日(水)～6月10日(金) (3日間)	18,000円	肢体・重心・通園
5	第58回重症心身障害児(者)施設看護師講習会	重症心身障害児(者)施設の看護師・准看護師(経験年数3年以上)	6月20日(月)～6月24日(金) (5日間)	25,000円	重心
6	第16回東京コース(2005年度)ボパースアプローチ8週間講習会	PT, OT, STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する者(経験年数3年以上)	7月4日(月)～8月26日(金) (8週間)	315,000円	(ご案内中)
7	第40回摂食指導(基礎・実習)講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	8月30日(火)～8月31日(水) (2日間)	13,000円	肢体・重心・通園
8	第59回重症心身障害児(者)施設療育職員講習会	重症心身障害児(者)施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等(経験年数3年以上)	9月5日(月)～9月9日(金) (5日間)	25,000円	重心
9	第12回福祉関係職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・および関連機関に勤務し福祉相談に携わる職員	9月14日(水)～9月16日(金) (3日間)	18,000円	肢体・重心
10	第33回重度・重症児(者)医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(看護師・准看護師)	9月26日(月)～9月29日(木) (4日間)	22,000円	肢体・重心・通園
11	第15回重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師	11月5日(土)～11月6日(日) (未確定)	18,000円	肢体・重心・通園
12	第41回肢体不自由児施設等療育職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の保育士・指導員等(経験年数3年)	11月14日(月)～11月18日(金) (5日間)	25,000円	肢体・重心・通園
13	第74回肢体不自由児施設等看護師講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の看護師・准看護師(経験年数3年)	11月28日(月)～12月1日(木) (4日間)	22,000円	肢体・重心・通園
14	第41回摂食指導(基礎・実習)講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	12月6日(火)～12月7日(水) (2日間)	13,000円	肢体・重心・通園
15	第16回重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師	1月14日(土)～1月15日(日) (未確定)	18,000円	肢体・重心・通園
16	第38回幼児通園療育職員講習会	幼児通園療育(通園施設・保育機関等)に携わっている職員(保育士・児童指導員等)	1月23日(月)～1月27日(金) (5日間)	25,000円	肢体・重心
17	第34回重度・重症児(者)医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(職種は問わない)	2月6日(月)～2月9日(木) (4日間)	22,000円	肢体・重心・通園
18	第42回摂食指導(基礎・実習)講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	2月14日(火)～2月15日(水) (2日間)	13,000円	肢体・重心・通園
19	第17回重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている医師	3月(土)(日) (未確定)	23,000円	肢体・重心
20	1日摂食指導(診断・評価)講習会	摂食指導に携わっている職員で(基礎・実習)講習会を受講済みの方	3月24日(金)	7,000円	肢体・重心・通園

\* ご案内先の対象施設(肢体:肢体不自由児施設、重心:重症心身障害児施設、通園:肢体不自由児通園施設)以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃に、療育研修所にご請求ください。

\* 給食関係職員講習会は隔年の開催です(平成18年度開催予定)。

\* 摂食指導(基礎・実習)講習会は2日間となっています。1日摂食指導(基礎・実習)講習会は行いません。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136. FAX 03-3959-7648)

## 8 発達障害者支援法要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。

#### 二 定義

- 1 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいうものとする。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいうものとする。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいうものとする。

#### 三 国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医

療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

#### 四 国民の責務

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないものとする。

### 第二 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

#### 一 児童の発達障害の早期発見等

- 1 市町村は、母子保健法による1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとする。
- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法による就学時の健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとする。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、第三の二により都道府県が確保した医療機関その他の機関（二1において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、1から3までの措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならないものとする。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

#### 二 早期の発達支援

- 1 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。
- 2 一4は、1の措置を講じる場合について準用するものとする。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

#### 三 保育

市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

#### 四 教育

1 国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

#### 五 放課後児童健全育成事業の利用

市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

#### 六 就労の支援

1 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならないものとする。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

#### 七 地域での生活支援

市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならないものとする。

#### 八 権利擁護

国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

#### 九 発達障害者の家族への支援

都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとする。

### 第三 発達障害者支援センター等

#### 一 発達障害者支援センター等

1 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるものとする。

- ・ 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその

家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

- ・ 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ・ 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（・において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- ・ 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- ・ ・から・までに掲げる業務に附帯する業務

2 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとする。

## 二 専門的な医療機関の確保等

1 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認められる病院又は診療所を確保しなければならないものとする。

2 国及び地方公共団体は、1の医療機関の相互協力を推進するとともに、1の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

## 第四 補則

### 一 民間団体への支援

国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

### 二 国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 三 医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないものとする。

### 四 専門的知識を有する人材の確保等

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

### 五 調査研究

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

## 第五 施行期日その他

一 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。

二 その他所要の規定を整備すること。